

# ブロック塀診断士の皆様へ

日本建築防災協会は国土交通省の意向を受け、ブロック塀診断の講習会を開催いたしますので、受講をご検討ください。

一般財団法人日本建築防災協会は国土交通省、国土技術政策総合研究所及び（国研）建築研究所の協力の下、ブロック塀等の耐震診断基準作成委員会を設置し、「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」を作成しました。国土交通省では「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」の枠組みを活用し、一定のブロック塀等の耐震診断を義務付ける等により、既存不適格の塀を有する建築物の耐震診断・改修を促進することとしており、これらに基づく耐震診断・耐震改修設計の担い手を養成するための「既存ブロック塀等の耐震診断に関する講習」を開催することになりました。

## 「既存ブロック塀等の耐震診断に関する講習」

1. 主催等 主催：（一財）日本建築防災協会 協力：国土交通省
2. 開催地 東京 2018年12月12日800名・大阪 12月14日300名
3. 受講対象者は4種のいずれかの有資格者

一級建築士、二級建築士、木造建築士及びブロック塀診断士※

※ブロック塀診断士とは、（公社）日本エクステリア建設業協会の資格です。

ブロック塀診断士も上記講習を受講し修了証書を得ることで、報道等でご承知の通り、国土交通省が発表を予定しております耐震化が義務付けられるブロック塀の耐震診断を行なうことができるようになります。国土交通省では、緊急輸送道路沿い等にある長さ25m以上の塀について、耐震改修促進法に基く耐震診断を義務付け、塀の診断を含めて改修の促進を図ろうとしており、本講習によりブロック塀診断士の方はこの機会に参加できるようになります。

講習会の詳細は、

日本建築防災協会のホームページ（<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/workshop/>）で  
ご確認の上、講習会の申込みをしてください。先着順受付となります。

この講習会につきましてJPEXは紹介のみとなります。